

認可地縁団体制度について
(町会等の法人化)

尼 崎 市

—— 地域協働局 協働推進課 ——

令和8年（2026年）4月1日

目 次

1 制度の概要	1頁
2 認可の要件	3頁
3 認可の申請	4頁
4 認可及び告示	7頁
5 登記手続き	8頁
6 法人化に伴う税法上の取扱い	9頁
7 認可地縁団体証明書	10頁
8 認可後の変更事項等	10頁
9 認可地縁団体同士の合併	11頁
10 認可の取消し及び解散	13頁
11 認可地縁団体印鑑の登録	14頁
12 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	16頁

(資料)

1 様式

(1) 認可申請書	18頁
(2) 地縁による団体の認可の告示	19頁
(3) 地縁団体台帳	20頁
(4) 地縁団体の認可の通知	24頁
(5) 認可地縁団体証明書交付請求書	25頁
(6) 規約変更認可申請書	26頁
(7) 規約変更認可の通知	27頁
(8) 規約変更不認可の通知	28頁
(9) 告示事項変更届出書	29頁
(10) 地縁による団体の告示事項変更の告示	30頁
(11) 合併に係る認可申請書	31頁
(12) 合併に係る債権者保護手続終了届出書	32頁
(13) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(合併時)	33頁
(14) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	34頁
(15) 認可地縁団体印鑑登録原票	35頁
(16) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	36頁
(17) 認可地縁団体登録印鑑亡失届出書	37頁
(18) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書	38頁
(19) 認可地縁団体印鑑登録申請書	39頁
(20) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	40頁
(21) 認可地縁団体印鑑登録証明書	41頁
(22) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	42頁

2 記載例等

(1) 地縁による団体の標準規約	43頁
(2) 地縁による団体の代表者の承諾書作成例	60頁
(3) 総会議事録作成例	61頁

1 制度の概要

いわゆる自治会等住民自治組織については、従来、法的には「権利能力なき社団」として位置づけられていたことから、当該団体名義で不動産登記等ができず、財産上種々の問題を生じる場合があります。こうした点に鑑み、平成3年(1991年)4月に施行された地方自治法の一部を改正する法律において、住民自治組織を「地縁による団体」と位置づけ、一定の要件を具備したものについては、市長の認可により、法人格を取得し、不動産登記等法律上の権利義務の主体となることができるようになりました。

さらに、令和3年(2021年)5月26日には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、この法律による地方自治法の改正により、認可地縁団体の認可の目的が見直され、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市長の認可を受けることができるものとされました。これにより、不動産などを保有せず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安定的・継続的に果たすことに資することができるものと考えられています。

(法第260条の2第1項)

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」

【申請先】

協働部 協働推進課 ☎6489-6153

【相談先】

中央地域振興センター 中央地域課 ☎6482-1760
小田地域振興センター 小田地域課 ☎6488-5441
大庄地域振興センター 大庄地域課 ☎6419-8221
立花地域振興センター 立花地域課 ☎6427-7770
武庫地域振興センター 武庫地域課 ☎6431-7884
園田地域振興センター 園田地域課 ☎6491-2361

【地縁団体の認可(告示)手続きの流れ】

地縁団体における手続き

(原因) 地域的な共同活動を円滑に行うため、法人格取得の必要性

認可を申請することについて、総会における議決

規約の作成、又は現行規約の調整

(注)規約に必ず規定すべき内容

- 1 目的
- 2 名称
- 3 区域
- 4 事務所の所在地
- 5 構成員の資格に関する事
- 6 代表者に関する事
- 7 会議に関する事
- 8 資産に関する事

<認可申請>
地縁団体の代表者
↓
市町村長

申請書

(注)認可申請に必要な書類

- 1 申請書(一定の様式があります)
- 2 規約
- 3 議長及び議事録署名人の署名なつ印のついた認可申請を決定した総会議事録の写し
- 4 構成員の名簿
- 5 事業報告書等活動状況を示す書類
- 6 議長及び議事録署名人の署名なつ印のついた代表者を選出した総会議事録の写し、代表者就任に当たっての代表者の承諾書の写し

地縁団体の代表者へ

認可

(注)認可の要件

- 1 地域的な共同活動を目的とし、現に活動していること。
- 2 区域が住民にとって客観的で明確であること。
- 3 その区域の住民はすべて構成員になることができること。また、ごく少数の住民しか加入していないという状況にはないこと。
- 4 規約を定めていること。

(注)認可後、告示すべき事項

- 1 名称
- 2 規約に定める目的
- 3 区域
- 4 事務所の所在地
- 5 代表者の氏名及び住所
- 6 裁判所による職務代行者の選任の有無等
- 7 裁判所による特別代理人の選任の有無等
- 8 規約における解散事由(規定されている場合のみ)
- 9 認可年月日

<認可の通知>

市町村長
↓
地縁団体の代表者

(市町村長による)
告示

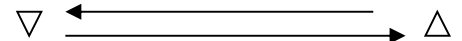
地縁団体台帳の整備

(注)告示内容をそのまま台帳として保存するもので、一定の様式が定められています。

市町村における手続き

証明書
(地縁団体台帳の写し)

証明書交付の請求



市町村長 証明書交付 請求者

2 認可の要件

市長の認可は、団体の代表者が行う所定の申請に基づき行われますが、次の要件を満たす必要があります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(説明)

ア 「地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、たとえば回覧板・会報等の住民相互の連絡、清掃・美化活動、防災・防火活動、交通安全・防犯活動、趣味・レクリエーション等文化活動、盆踊り・お祭り等行事、集会所の維持管理などがありますが、その活動内容がスポーツ活動のみとか特定分野に限られている場合は、この要件を満たすものではありません。

イ 「地域的な共同活動を行うことを目的」としているか否かは、団体の規約に掲げられている目的により判断します。

ウ 「現にその活動を行っていることと認められていること」は、地縁による団体の活動の実績をしめす書類等により確認します。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(説明)

「区域」は、その地縁による団体の構成員のみならず、市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(説明)

ア 地縁による団体の構成員は、「区域に住所を有する」個人で、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件はつけられません。

イ 構成員はあくまで「区域に住所を有する」個人に限られますので、区域外の住民は構成員になることはできません。また、世帯を構成員の単位にすることもできません。

ウ 構成員は、自然人たる個人に限られます。ただし、区域内に住所を有する法人、組合等の団体を、その団体の意思決定に参画できない賛助会員とすることは、差し支えありません。

エ 地縁による団体の連合体については、この要件を満たすものではありませんが、連合体と称していても構成員が個人により組織されているものは、その対象となります。

オ 「相当数の者」とは、一般的にはその区域の全住民の過半数とされています。

カ 「現に構成員となっていること」は、構成員の住所が記載された構成員の名簿により確認します。

- (4) 規約を定めていること。

(説明)

規約には、次の事項を定めていることが必要です。

ア 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨

を記載するものです。団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできるだけ具体的に定めてください。

イ 名称

既存の法人等の名称と誤認されることがないように留意してください。

ウ 区域

その区域が、客観的に明確になるよう定めてください。

エ 主たる事務所の所在地

主たる事務所とは、地縁による団体について一を限り設けられた主たる事務所をいい、代表者の自宅、集会施設などが一般的ですが、その所在地が地縁による団体の住所となります。

オ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員になりうること及び正当な理由がないかぎり区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておく必要があります。

また、加入及び脱退に関する手続規定も定めてください。

カ 代表者に関する事項

少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合にはその事項を定めてください。代表者は1人です。

なお、代表者の権限、代表者の権限に加える制限等については、地方自治法に規定されていますので、これらの規定をご参照ください。

キ 会議に関する事項

少なくとも地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。

なお、総会の招集、代表者の権限に加える制限等については、地方自治法に規定されていますので、これらの規定をご参照ください。

ク 資産に関する事項

資産の構成並びに取得、管理及び処分の方法を定めてください。

3 認可の申請

(1) 認可申請にあたって

認可申請にあたっては、前記認可要件を満たしているか十分検討してください。規約の整備が必要な場合は、申請に先だって改正していただかなければなりません。また、申請することについては、総会での議決を必要とします。

(2) 総会の開催

ア 申請することを地縁による団体として意思決定するには、総会における議決が必要となります。役員会、理事会等での議決では認められません。総会は、現行の規約に基づいて開催してください。規約を作っていない又は規約はあるが総会招集手続き、議決方法等が定められていない地縁による団体は、地方自治法の規定を適用して総会を開催してください。

イ 総会では、他に認可申請手続きに必要な申請書類に関する事項についても議決してください。申請書類の詳細は、次の(3)のとおりです。規約を変更する必要がある場合は、総会において、規約変更の議決を行う必要があります。また、総会において、申請者を代表者に選出する旨の議決をしていただく必要があります。

ウ 上記ア及びイを踏まえて開催した総会の議事録を整備してください。

(3) 申請手続き

ア 申請書類

「保有資産目録」及び「保有予定資産目録」の様式は、地方自治法施行規則の改正に伴い、令和3年(2021年)11月26日より削除しました。

(ア) 「認可申請書」 様式は別紙のとおりです。

(イ) 「規約」 別添「標準規約」を参考にしてください。

(ウ) 「認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類」

認可を申請する旨決定した総会の議事録で、議長及び議事署署名人が署名(記名は不可)、押印したものの写しをいいます。

別添「議事録作成例」を参考にしてください。

(エ) 「構成員の名簿」

構成員全員の氏名及び住所が記載されたものです。

(オ) 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」

活動の実績を示すもので、過去の事業報告書及び決算書並びに当該年度の事業計画書及び予算書をいいます。

(カ) 「申請者が代表者であることを証する書類」

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録で議長及び議事録署名人が署名、押印したものの写しと、申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書で本人の署名、押印のあるものをいいます。

(キ) 「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者の選任されている場合は、その氏名及び住所)を記載した書類」

「裁判所による代表者の職務執行の停止」及び「職務代行者の選任」は、民事保全法に基づき行われたものです。この書類は、その旨を記載し、代表者及び他の役員が署名、押印したものでかまいません。

(ク) 「代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類」

代理人は、地方自治法第260条の8の代理人と地方自治法第260条の10の特別代理人の両方を含みます。この書類は、その旨を記載し、代表者及び他の役員が署名、押印したもので構いません。

(ケ) 「区域を示した図面」

地縁による団体の区域を朱線で表示してください。

認可地縁団体となり得ない事例

項目	認可地縁団体になることができない場合	左の事例
1. 目的	(1) <u>特定の目的のみ</u> を持つ団体	①スポーツ同好会 ②〇〇地区芸能の会
	(2) <u>政党に関する事項</u> を目的に掲げる団体	
2. 構成員	(1) <u>一定区域の住民すべてが</u> 、構成員になれない団体	<u>世帯主のみ</u> を構成員とする旨定める団体
	(2) 一定区域に住所を有する以外に、年齢、性別等特定の要件を有する団体	①老人会・・・年齢を要件 ②婦人会・・・性別
	(3) 「 <u>個人</u> 」を構成団体としない団体	①「 <u>単位自治会</u> 」を構成単位とする団体 ②「 <u>法人</u> 」を構成員とする団体
	(4) <u>区域外の住民</u> を構成員とする団体	「1丁目自治会」(一丁目を区域とする自治会)に二丁目の住民が入会している団体 (注)「区域外の住民」や「法人」は、賛助会員(賛助を目的とするのみ。正会員のように議決権を有しない。)となることはできません。
	(5) 区域内住民のうち、 <u>ごく少数の住民</u> しか加入していない団体	
	(6) <u>正当な理由なくして</u> 、加入を拒む団体 (注) <u>正当な理由</u> が認められるのは、 <u>極めて例外的な場合</u> です。	
3. 代表者	<u>代表者が数人</u> である団体	理事数人が各自代表権を行使する団体
4. 会議の議決	構成員のうち、 <u>議決権を有する者が限定</u> されている団体	<u>特定の者のみ</u> が議決権を有する団体

4 認可及び告示

(1) 認可

申請書類により、認可要件を満たしていると認められる場合は、地縁による団体として認可します。

認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、次の告示により第三者に対抗することが可能となります。

(2) 告示

認可したときは、認可地縁団体として次の事項について告示します。

認可地縁団体には、その旨文書により通知します。

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者の選任されている場合は、その氏名及び住所)

キ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 認可年月日

(3) 留意事項

ア 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとして構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。また、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。

イ 認可地縁団体に対しては、市長は、一般的監督権限を持ちません。認可の前後で、市と団体との関係はもちろん、その団体の性格も変わりません。

5 登記手続き

認可地縁団体は、法律上の権利義務の主体として、法人格を有することになり、団体名義で不動産登記等を行うことができます。

不動産の登記申請は、法務局に行くこととなりますが、所有権の保存登記等の申請に必要な地縁団体の住所証明書及び代表者の資格証明書については「認可地縁団体証明書交付請求書」を市長に提出して、証明書の交付を受けてください。

(別記7 「認可地縁団体証明書」の項を参照してください。)

登記申請に関する費用(登録免許税等の諸費用)は、地縁団体の負担となります。

なお、団体の代表者等の名義で登記していた不動産について、その団体の名義に移転する場合は、その登記原因は、委任の終了となります。

また、登記名義人が登記義務者として不動産の登記をする場合にあっては登記名義人の本人性を確認するため、法務局において、団体の代表者の印鑑の証明書が必要となります。

(別記10 「認可地縁団体印鑑の登録」の項を参照してください。)

6 法人化に伴う税法上の取扱い

税法上、公益法人とみなされますが、その取扱いは次のとおりとなります。

税 目		説 明
国税	法人税	公益法人とみなされ収益事業のみ課税
地 方 税	法人県民税 法人市民税	公益法人とみなされ収益事業のみ課税
	法人事業税	公益法人とみなされ収益事業のみ課税
	事業所税	公益法人とみなされ収益事業以外の事業に係る事業所床面積等 に関しては非課税
	固定資産税	もっぱら公益の用に供している場合は、減免

税に係る手続きは次のとおりです。

(1) 法人の設立届等

- ア 尼崎市(税務管理部市民税課)-----法人の設立届
- イ 兵庫県(阪神南県民センター西宮県税事務所)-----法人の設立届
- ウ 国(尼崎税務署法人課税務第1部門)-----収益事業開始届
(ウについては、収益事業を開始した場合のみ)

(2) 税の申告

- ア 尼崎市(税務管理部市民税課)-----法人市民税の申告
- イ 兵庫県(阪神南県民センター西宮県税事務所)-----法人県民税の申告
- ウ 国(尼崎税務署法人課税務第1部門)-----法人税の申告
(ウについては、収益事業を開始した場合のみ)

(3) 手続き等詳細については、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

- 税務管理部市民税課 **☎6489-6256**
- 阪神南県民センター西宮県税事務所 **☎0798-39-1514**
- 尼崎税務署法人課税第1部門 **☎6416-1381**

7 認可地縁団体証明書

誰でも、市長に対し、認可を受けた地縁による団体について告示した事項に関する証明書の交付を、認可地縁団体証明書交付請求書(様式は別紙のとおり)により請求することができます。交付事務の手数料は1通につき300円です。

認可地縁団体証明書は市長が別途作成した地縁団体台帳の写しの末尾に原本と相違ない旨を記載して行います。

(1) 請求先 地域協働局 協働部 協働推進課 6489-6153

8 認可後の変更事項等

(1) 告示事項の変更

告示された事項(4(2)ア～ク)に変更があったときは、認可地縁団体の代表者は速やかに変更があった旨を証する書類を添えて、告示事項変更届出書(様式は別紙のとおり)を市長に届け出てください。

変更事項については、その内容について、市長が遅滞なく告示します。

(2) 規約の変更

規約は、規約に別段の定めがあるときを除いて、総構成員の4分の3以上の同意があつて変更することができますが、その効力は市長の認可を受けて生じるものです。

規約を変更しようとする場合は、規約変更認可申請書(様式は別紙のとおり)に変更の内容及び理由を記載した書類並びに変更を総会で議決したことを証する書類(総会の議事録の写し)を添えて市長に申請してください。

認可しましたら、認可地縁団体には、その旨文書により通知します。

規約の変更が告示事項の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、上記(1)の手続きが必要となります。

9 認可地縁団体同士の合併

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併する場合には、規約や区域の変更等が行われるため、合併の際にはあらためて市町村長の認可を受けることが必要となります。

(1) 合併の要件

合併の認可にかかる要件は、基本的に本マニュアル3ページ「2 認可の要件」に準じます。

ただし、「現にその活動を行っている」と認められていることは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っている」と認められること」と読み替えるものとします。

(2) 合併申請にあたって

ア 合併申請にあたっては、前記要件を満たしているか十分検討してください。また、申請することについては、総会での議決を必要とします。

なお、議決については、特に重要な事項であることから、原則として、総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

イ 申請書類

(ア)「認可申請書」 様式は別紙のとおりです。

(イ)「合併後の認可地縁団体の規約」

(ウ)「合併の認可申請について総会で議決したことを証する書類」

合併の認可を申請する旨決定した総会の議事録で、議長及び議事署名人が署名(記名は不可)、押印したものの写しをいいます。

(エ)「合併後の認可地縁団体の構成員の名簿」

構成員全員の氏名及び住所が記載されたものです。

(オ)「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類」

合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録や、合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動(例えば地域の清掃など)の活動記録などが考えられます。

(カ)「合併しようとする各認可地縁団体の規約」

(キ)「申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類」

(3) 認可

申請書類により、認可要件を満たしていると認められる場合は、合併を認可します。

認可を受けた認可地縁団体の合併は、次の告示により第三者に対抗することが可能となります。

(4) 告示

合併を認可したときは、次の事項について告示します。

認可地縁団体には、その旨文書により通知します。

- ア 合併後の認可地縁団体の名称
- イ 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- ウ 合併後の認可地縁団体の区域
- エ 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- オ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- カ 合併後の認可地縁団体の裁判所による「代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- キ 合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ク 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ケ 認可の年月日
- コ 合併前の各認可地縁団体の名称
- サ 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(5) 留意事項

認可地縁団体は、前記の認可があったときは、その認可の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に意義があれば一定の期間内(二ヵ月以上)に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

手続き終了後、遅滞なく市長村長に「合併に係る債権者保護手続終了届出書」を提出する必要があります。

10 認可の取消しと解散

(1) 取消し

市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことがあります。

(2) 解散等

ア 次の事由によって解散します。

(ア) 規約に定める解散事由の発生

(イ) 破産

(ウ) 認可の取消し

(エ) 規約に特段の定めのある場合を除いて、総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議

(オ) 構成員の欠亡

イ 解散の場合は、市長に遅滞なくその旨を届け出てください。

ウ 解散した場合や清算終了の場合には、告示されます。

エ 破産宣告の請求を怠ったときや、清算時の債権申出の公告及び破産宣告請求時の公告を怠ったときは、過料に科されることがあります。

1 1 認可地縁団体印鑑の登録

(1) 概要

他から融資を受けるため、その不動産を抵当に入れるなど、登記名義人が登記義務者として不動産を登記しようとする場合、本人性を確認するため、代表者の印鑑の証明が必要となりますが、認可地縁団体においては、その代表者の印鑑の登録及び証明は、市長が行うこととされています。

(2) 印鑑の登録

ア 登録資格

登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者です。ただし、次の者が選任されている場合は当該者となります。

資格	説明
職務代行者	代表者の選任決議無効の訴え等により裁判所により選任
仮代表者	代表者が欠けた場合に利害関係人又は検察官の請求により裁判所により一時的に選任
特別代理人	法人と代表者の間に利害相反行為がなされる場合に法人の利益を犠牲にする恐れを防止するため利害関係人又は検察官の請求により裁判所により選任
清算人	清算法人において代表者に相当する者

イ 登録印鑑

登録できる印鑑は1団体1個です。ただし、次に掲げる印鑑を除きます。

- (ア) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (イ) 印影の大きさが1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
- (ウ) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (エ) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名、氏若しくは名のいずれも表されていないもの
- (オ) 他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑又は他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑にその印影が著しく類似しているもの
- (カ) 個人印鑑と同一のもの
- (キ) その他市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

ウ 登録の申請

認可地縁団体印鑑登録申請書(様式は別紙のとおり)により、本人自らが申請してください。

申請者の欄の印は、申請者が住民として登録している個人の印鑑を押印してください。

〈添付書類等〉 ・登録しようとする認可地縁団体印鑑
・申請者の個人印鑑の印鑑登録証明書

登録原票には、印鑑の印影の他、次の事項が登録されます。

- (ア) 登録番号
- (イ) 登録年月日
- (ウ) 認可地縁団体の名称
- (エ) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (オ) 認可地縁団体の認可年月日
- (カ) 登録者の登録資格
- (キ) 登録者の氏名
- (ク) 登録者の生年月日
- (ケ) 登録者の住所
- (コ) その他登録及び証明に関して必要な事項

(3) 登録印鑑の証明

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式は別紙のとおり)により、登録者自らが申請してください。証明手数料は、一枚につき300円が必要です。

認可地縁団体印鑑登録証明書には、認可地縁団体印鑑の印影の他、上記(2)ウ(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)及び(ケ)が記載されています。

(4) 登録の廃止等

ア 登録の廃止

登録を廃止されようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式は別紙のとおり)により登録者自らが申請してください。登録印鑑を改印する場合も、いったん廃止手続きが必要となります。

イ 登録印鑑の亡失

登録印鑑を亡失したときは、認可地縁団体登録印鑑亡失届出書(様式は別紙のとおり)により、登録者自らが届け出てください。申請者の欄の印は、申請者が住民として登録している個人の印鑑を押印してください。

〈添付書類等〉 ・登録されている申請者の個人印鑑
・申請者の個人印鑑の印鑑登録証明書

* 登録印鑑は、亡失することがないよう厳重な管理をお願いします。

ウ 登録の抹消

次の場合、認可地縁団体印鑑登録は抹消されます。

- (ア) 上記ア、イによる申請等があったとき
- (イ) 代表者等に変更があったとき(会長の変更、登録資格の変更等)
- (ウ) 団体が解散したとき
- (エ) 団体の名称、代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき
- (オ) その他抹消すべき事由が生じたとき

(5) 登録事項の修正

登録事項のうち、認可地縁団体の名称、事務所の所在地又は登録者の氏名、住所に変更があった場合は、二重届出を防止する観点から、認可地縁団体の告示事項の変更の届出により、職権で登録事項を修正することとなっています。(認可地縁団体の名称及び登録者の氏名の変更の場合は、登録の抹消に該当するときもあります。)

(6) 代理申請等

上記の申請等の手続きにおきましては、本人申請主義をとっていますが、認可地縁団体として代理人を選任している場合は、委任状により当該代理人によりまして申請等を行うことができます。

(7) 登録等の申請先

中央地域振興センター 中央地域課 ☎6482-1760

小田地域振興センター 小田地域課 ☎6488-5441

大庄地域振興センター 大庄地域課 ☎6419-8221

立花地域振興センター 立花地域課 ☎6427-7770

武庫地域振興センター 武庫地域課 ☎6431-7884

園田地域振興センター 園田地域課 ☎6491-2361

1 2 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 概要

認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿の登録名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転の登記などについて不動産登記法に則った手続きの共同申請をとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転の登記に支障をきたしていることがありました。

しかし、平成27年(2015年)4月1日に施行された地方自治法の一部改正により、認可地縁団体が一定期間所有(占有)していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

(2) 申請の要件

申請の際には、次の要件を満たしている必要があり、それを疎明(証明)するに足りる資料を申請書に添付し申請してください。

ア 不動産を所有していること。

イ 不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

ウ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。

エ 不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。

(3) 公告申請手続

認可地縁団体の代表者は、次の書類を揃えて、申請をしてください。

ア 公告申請書

イ 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

ウ 認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録等

エ 申請者が代表者であることを証する書類

オ 次に掲げる事項を疎明(証明)するに足りる資料

(ア) 認可地縁団体が不動産を所有及び10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。

(イ) 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

(ウ) 不動産の登記関係者の全部又は、一部の所在が知れないこと

(4) 公告申請後の手続

公告申請を行った後、公告を行い、公告期間内に不動産の登記関係者等が異議を述べなかった場合に、認可地縁団体は、市長より公告をしたこと及び登記関係者が公告期間内に異議を述べなかったことを証する情報の提供を受けることになります。

年 月 日

尼 崎 市 長 あて

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

尼崎市告示 号

地縁による団体の認可について

地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和 年(年) 月 日

尼 崎 市 長 ○ ○ ○ ○

名 称		
規約に定める目的		
区 域		
事 務 所		
代表者の氏名及び住所	住所	
	氏名	
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無		
代理人の有無		
解散の事由		
認可年月日		

地縁団体台帳(兵庫県尼崎市)

枚数	名称		代表者に関する事項	年月日	年月日
				原因	原因
4				告示年月日	告示年月日
					年 月 日
		年 月 日		年 月 日告示	年 月 日告示
	事務所の所在地			年 月 日	年 月 日
		年 月 日		年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		年 月 日		年 月 日告示	年 月 日告示
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		年 月 日		年 月 日告示	年 月 日告示
	代表者に関する事項	年月日	年月日		
		原因	原因		
		告示年月日	告示年月日		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日告示	年 月 日告示		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日告示	年 月 日告示		
		年 月 日	年 月 日		
		年 月 日告示	年 月 日告示		
		年 月 日	年 月 日	認可年月日	
		年 月 日告示	年 月 日告示	台帳を起こした年月日	
				認可告示	

名称等欄 丁

尼崎市指令(協)第 号
令和 年(年) 月 日

様

尼崎市 長
○ ○ ○ ○

地縁団体の認可について(通知)

令和 年(年) 月 日付けで貴団体から提出のありました地縁団体の認可申請
につきましては、次のとおり認可し、告示しましたのでお知らせします。

なお、告示事項についての証明書が必要な場合は、下記担当までご請求ください。

1 認可年月日 令和 年(年) 月 日

2 告示年月日 令和 年(年) 月 日

以 上
(○○課)

認可地縁団体証明書交付請求書

年 月 日

尼崎市 長 へ

証明書交付請求者

住 所

氏 名

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、下記の地縁団体に係る同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

1 請求に係る地縁団体

(1) 名 称

(2) 事務所の所在地

2 通数 通

決 裁	年 月 日	課長	補佐	係長	担当	公印
手数料	円 (通)					
発行 No	年度					

年 月 日

尼 崎 市 長 あて

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

以 上

尼崎市指令(協)第 号
令和 年(年) 月 日

様

尼崎市 市長
○ ○ ○ ○

規約変更の認可について(通知)

令和 年()年 月 日付けで貴団体から提出のありました「規約変更認可申請」につきましては、令和 年()年 月 日付けで認可しましたのでお知らせします。

なお、この件については、告示事項の変更の届出が必要です。速やかに別紙により届け出てください。

この届出に基づいた告示がない限り、変更事項を第三者に対抗することはできませんのでご注意ください。

以 上
(〇〇課)

尼崎市指令(協)第 号
令和 年()年 月 日

様

尼崎市 長
○ ○ ○ ○

規約変更の不認可について (通知)

令和 年(年) 月 日付けで、貴団体から提出のありました地縁団体の「規約変更認可申請」につきましては、下記の理由により不認可とします。

1 不認可理由

2 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し異議申立てをすることができます。

以 上
(〇〇課)

年 月 日

尼 崎 市 長 あて

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更年月日 年 月 日

3 変更理由

以 上

尼崎市告示第 号

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和 年(年) 月 日

尼 崎 市 長 ○ ○ ○ ○

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
 - ア 氏名
 - イ 住所

2 変更があった事項及びその内容

尼崎市 長 へ

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体

(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項

- ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

- ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

- ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

尼崎市長あて

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

尼崎市 長 へ

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

尼崎市長あて

異議を述べる者の氏名及び住所

氏名

住所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注)この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

様式第2号

認可地縁団体印鑑登録原票

認可地縁団体 印鑑の印影	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	登録番号

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の事務所の所在地	
登録資格	代表者
登録者の氏名及び生年月日	(生年月日 年 月 日)

登録年月日	令和 年(年) 月 日	認可地縁団体の認可年月日	令和 年(年) 月 日
登録者の住所			
その他の事項	原票再製:令和 年(年) 月 日		
消滅年月日	年 月 日	消滅事由	


様式第3号

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

尼崎市長あて

次のとおり、認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする認可 地縁団体印鑑	
----------------------	--

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の事務所 の所在地	
登録資格	
申請者の氏名及び生 年月日	印 (生年月日 年 月 日)
申請者の住所	

代理人による申請の場合は、代理人の氏名及び住所を記入してください。

代理人の氏名	印
代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第4号

認可地縁団体登録印鑑亡失届出書

年 月 日

尼崎市長あて

次のとおり、認可地縁団体印鑑の亡失を届け出ます。

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の事務所 の所在地	
登録資格	
届出者の氏名 及び生年月日	印 (生年月日 年 月 日)
届出者の住所	

代理人による届出の場合は、代理人の氏名及び住所を記入してください。

代理人の氏名	印
代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この届出は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 届出者氏名の次には登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 押印された個人の印鑑及び当該印鑑登録証明書を添えてください。

様式第5号

尼○地第 号
令和 年(年) 月 日

様

尼崎市長
○ ○ ○ ○

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

尼崎市認可地縁団体印鑑規則第8条第2項の規定に基づき、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を抹消しましたので通知します。

- 1 抹消事由
- 2 抹消年月日 令和 年(年) 月 日

以 上
(地域課)

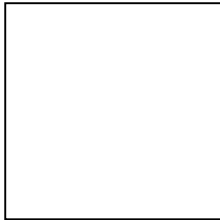
様式第1号

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

尼崎市長あて

次のとおり、認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	
----------------------	--

認可地縁団体の 名称	
認可地縁団体の 事務所の所在地	
登 録 資 格	
申請者の氏名 及び生年月日	印 (生年月日 年 月 日)
申請者の住所	

代理人による申請の場合は、代理人の氏名及び住所を記入してください。

代理人の氏名	印
代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者の氏名の次には登録されている申請者個人の印鑑を押印してください。
- 4 登録しようとしている認可地縁団体印鑑及び押印された個人の印鑑の印鑑登録証明書を添えてください。


様式第6号

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

尼崎市長あて

次のとおり、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印鑑	
---------------------	--

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の事務所の所在地	
登録資格	
申請者の氏名 及び生年月日	印 (生年月日 年 月 日)
申請者の住所	
交付申請枚数	枚

代理人による申請の場合は、代理人の氏名及び住所を記入してください。

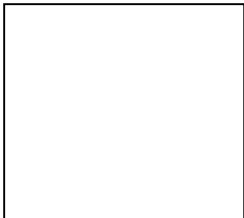
代理人の氏名	印
代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第7号

認可地縁団体印鑑登録証明書

認可地縁団体 印鑑の印影		交付番号
		令和 年度 (年度)

認可地縁団体の 名称	
認可地縁団体の 事務所の所在地	
登録資格	
登録者の氏名及 び生年月日	(生年月日 年 月 日)

この写しは、登録されている印影と相違ないことを証明する。

令和 年(年) 月 日

尼崎市長 ○ ○ ○ ○

尼 崎 市 長 あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称
 所在地
 代表者の氏名及び住所
 氏 名
 住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称
 住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

地 縁 に よ る 団 体 の 標 準 規 約

標 準 規 約	逐 条 留 意 事 項
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この会は、〇〇〇という。</p> <p>(区域) 第2条 この会は、〇〇市(町) △△のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。</p>	<p>(章立てについて) 章立ての設定の有無、章立ての形式については、特段の制約はない。</p> <p>(第1条-名称関係) 「名称」は、規約において必ず規定しなければならない(地方自治法第260条の2第3項第2号)。地縁による団体の名称について、地方自治法上の制限はない。 ただし、他の法律において、例えば、「この法律で定めるセンターは、△△センターでなければならない。」等の規定がある場合、地縁による団体の名称として「△△センター」を使用することは避ける必要がある(例、株式会社(商法第17条))。</p> <p>(第2条-区域関係) 「区域」は、規約において必ず規定しなければならない(地方自治法第260条の2第3項第3号)。例えば、次のような定め方がある。</p> <p>(例1) 〇〇市(町) △△の全域と定める場合 第2条 この会は、〇〇市(町) △△の全域に住所を有する者をもって構成する。 字単位、丁目単位、町(行政区画)単位で、区域が区切られている場合であり、最も、簡単かつ明確な例である。</p> <p>(例2) 〇〇市(町) 字△△(地番、住居表示により) ××番～◎◎番と定める場合 第3条 この会は、〇〇市(町) △△(地番、住居表示により) ××番～◎◎番に住所を有する者をもって構成する。 この方式による場合、地番等が連続していない部分については、該当の地番等を列挙する方式によらざるを得ない。</p>

(事務所の所在地)
第3条 この会は、事務所を〇〇市(町) 字△△
××番におく。

第2章 目的

(例3) 別表にて表示する場合

・・・左の標準規約第2条の規定方式

(例2)の方法による場合、地番等を列挙する必要がある等、区域の表示部分が長くなるならば、左の標準規約のように、別表表示とするのも1つの方法であり、この方法によるときはその別表において見やすいように工夫すること。

例、
別表

字	地 番
兵庫	4の一部、20の一部、84の2、84の5、85の1から85の3まで、86の1から86の3まで

(例4) 〇〇市(町) 字△△のうち××川の北、
〇〇市(町) 字△△のうち市(町) 道××
線の南と定める場合

第2条 この会は、〇〇市(町) △△のうち市(町)
道××線の南に住所を有する者をもって構成
する。

具体的かつ簡便な表示方法である。ただし、
この方法は、住民が客観的に明らかに理解で
きるものであることを要する。

(第3条-事務所の所在地関係)

「事務所の所在地」は、規約において必ず規
定しなければならない(地方自治法第260条の
2第3項第4号)。

例えば、次のような定め方がある。

- 1 この会は、事務所を会長宅に置く。
- 2 この会は、事務所を「△△(集会所等の施設の
名称)」に置く。

(「目的」について)

「目的」は、規約において必ず規定しなけれ
ばならない(地方自治法第260条の2第3項第1
号)。

左の標準規約においては、「目的」と「事業」を
別個の条を設けて規定しているが、この形式に
は、とらわれない。ただし、次の点に留意するこ
と。

標準規約	逐条留意事項
<p>(目的) 第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)会員相互の連絡事務に関すること。 (2)地域の生活環境の改善及び向上に関すること。 (3)会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。 (4)会員の福祉厚生に関すること。 (5)集会施設の管理運営に関すること。 (6)〇〇〇の維持管理に関すること。 (7)その他目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>1 活動内容をできるだけ具体的に書くこと。 例えば、今まで行ってきた活動を具体的に列挙する等の方法が考えられる。</p> <p>2 一部の活動を掲げるのではなく、活動全般について規定すること。</p> <p>(第4条-目的関係) 左の標準規約は、地方自治法第260条の2第2項第1号に即して規定したものである。</p> <p>(第5条-事業関係) すべての活動をできるだけ具体的に示すこと。 左の標準規約第5条は、従来から見られる一般的な規定方式である。 このほか、個別具体的に事業の種類を列挙する方式も従来から取り入れられているが、この方式によると次のような例になる。</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>(1) 保健体育に関する事項 (2) 環境、衛生、生活に関する事項 (3) 防火、防犯、交通安全に関する事項 (4) 文化、教養に関する事項 (5) 会員相互の連絡事務に関する事項 (6) 会館の管理運営に関する事項 (7) 〇〇〇の維持管理に関すること (8) その他会員の福祉に関する事項</p> <p>なお、左の(5)及び上記の(6)は、集会所等の施設を有する場合、また、左の(6)及び上記の(7)は、汚水処理設備等、維持管理を要する設備等の財産を有する場合の例である。</p> <p>地方自治法第260条の2第9項において、「認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。」と規定されている。 したがって、地縁による団体の規約における目的として、政党に関する事項を掲げることはできない。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>第3章 会員</p> <p>(会員)</p> <p>第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。</p>	<p>(第6条-会員関係)</p> <p>規約に必ず規定しなければならない「構成員の資格に関する事項」(地方自治法第260条の2第3項第5号)においては、次の2点を必ず定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区域に住所を有する個人がすべて自治会、町内会等の地縁による団体の構成員となり得ること。 2 当該地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。 第6条は、このうち1について規定したものである。(2については、第8条第2項参照)。 <p>なお、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可を受ける地縁による団体の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られている。 したがって、当該区域外の住民は、「構成員」になることができない。 このことは、これら区域外の住民が、規約上は「構成員」でなくとも(規約上では、「会員」と区別して、「準会員」、「縁故会員」等の名称を付すことは何ら妨げられない。)、事実上「構成員」として活動することが否定されるものではない。 2 地縁による団体の構成員は、あくまでも「個人」に限られている。 したがって、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は、「構成員」には含まれない。ただし、賛助会員(規約上、「会員」以外の名称を付して、賛助の意思を表したもの)等として規約に規定することを妨げるものではない。 この場合、左の標準規約に追加して規定するならば、次のようになる。 3 第1項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

標準規約	逐条留意事項
<p>(会費) 第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会) 第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。 2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことができない。 3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。</p>	<p>(第7条-会費関係) 入会金を徴収する場合、次のとおりとなる。 (会費) 第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>賛助会員を規定している場合、左の標準規約に次のとおり追加して規定することになる。 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>会費等の額は、住民の意思を反映する必要から、総会で決定すべきである。 そこで、会費等の額を規約中に規定する場合として次のような例がある。 (会費) 第〇条 会の会費は、1世帯月額〇〇〇〇円とする。会員は、毎月〇〇日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。 2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。 入会金をも要する場合にあっては、次のような例になる。 (会費) 第〇条 会の会費は、1世帯月額〇〇〇〇円とする。会員は、毎月〇〇日までにこれを会計に納入するものとし、前納することができる。 2 会の入会金は、1世帯当たり〇〇〇〇円とする。 3 会員に特別の事情がある場合は、会費又は入会金を減免することができる。 (第8条-入会関係) 1 規約に必ず規定しなければならない「構成員の資格に関する事項」(地方自治法第260条の2第3項第5号)においては、次の2点を必ず定めなければならない。 (1) 区域に住所を有する個人がすべて自治会、町会内等の地縁による団体の構成員となり得ること。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>(退会) 第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。</p>	<p>(2) 当該地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではないこと。 第8条第2項は、このうち(2)について規定したものである。(1)については、第6条参照)</p> <p>2 入会の届出に対して、入会申込書による場合次のように規定される。 (入会) 第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。</p> <p>3 入会の届出に対して、役員会の承認を要する場合は、次のような規定になる。 (入会) 第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>4 賛助会員を規定している場合、左の標準規約第8条第1項を次のとおり改めることになる。 (入会) 第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>5 隣保を有する場合、次のような例もある。 (例1) (入会) 第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長又は隣保長に提出し、役員会の承認を得なければならない。 (例2) (入会) 第8条 会員になろうとする者は、入会申込書を隣保長を経由して会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>(第9条-退会関係) 1 隣保を有する場合、次のような例もある。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。</p> <p>(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。</p> <p>(2) 死亡又は解散したとき。</p> <p>(3) 会費を○年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第10条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。</p> <p>第4章 役員 (役員)</p> <p>第11条 この会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 ○名</p> <p>(3) 会計 ○名</p> <p>(4) 監事 ○名</p>	<p>(例1) (退会) 第9条 会員は、退会しようとするときは、会長又は隣保長に届け出なければならない。</p> <p>(例2) (退会) 第9条 会員は、退会しようとするときは、隣保長を経由して会長に届け出なければならない。</p> <p>2 賛助会員を規定している場合左の標準規約第9条に次のとおり第3項を追加して規定することもできる。</p> <p>3 第1項及び前項第1号の場合において、賛助会員となることを妨げるものではない。</p> <p>3 このほか、特に除名について規定を置く場合、次のような例がある。</p> <p>(除名) 第○条 会員がこの会の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(注) 公益法人の事例では特別多数議決の割合は、4分の3程度としているようである。</p> <p>(第10条-抛出金品の不返還関係) 除名について規定を置く場合、左の標準規約第10条は、次のとおり改められる。 第10条 退会し、又は除名された会目が既に納入した入金後、会費その他の抛出金品は、返還しない。</p> <p>(第11条-役員関係) 1 「代表者に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない(地方自治法第260条の2第3項第6号)。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>(役員の選出) 第12条 役員の選出は、総会における選挙による。 2 監事は、他の役員と兼ねることができない。</p>	<p>2 代表者は1名でなければならない。(地方自治法第260条の5) 3 監事は、1名又は数名設置することができる。(地方自治法第260条の11) 4 他の役員については、上記2及び3のように特段考慮すべき要件はない。 5 このほか、隣保長、区長といった、自治会等の下部組織に係る役員を設けることができる。これらは、あくまでも自治会組織に属するものである。さらに、事業項目ごと等により、委員が任命されることもあるが、これは必要に応じて当該委員を設けることができるという意味である。 (例、地区防火委員、防犯委員、保健衛生委員等)</p> <p>(第12条-役員の選出関係) 実際には、このほか様々な規定方式がとられている。 (例1)・・・都市線のように、会員同士があまり知り合っていない場合、立候補が望めない場合、役員選考委員会を設けることがある。</p> <p>第12条 役員は、役員選考委員会の推せんにより、総会の議決を得て選任する。 2 役員選考委員会は、役員の任期満了前に、会長が設置するものとし、その設置については、別に規定で定める。 (例2)・・・隣保長(区長)から選ばれる場合</p> <p>第12条 役員は、隣保長の互選によって指名された者を総会の議決を得て選任する。 2 隣保長の選出は、別に定める。 (注) 選挙による場合、当選したが辞退することもある。互選による場合は、このような事態を避けることができる。 なお、隣保長が設けられる場合、その選出は各単位地区の輪番制によることが多いこととされており、別途規定中にその選出方法を定めるか又はそれを他の規定に委ねることになる。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>(役員職務)</p> <p>第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 会計は、この会の会計事務を処理する。</p> <p>4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。</p>	<p>(例2)の場合のように、隣保長、区長といった、自治会等の下部組織に係る役員を設けている場合、事業項目ごと等により委員等任命されている場合、次のような例がある。</p> <p>(左の標準規約第12条にこれに係る規定として、第3項及び第4項を設けた場合)</p> <p>3 隣保長は、別に定めるところにより、各隣保において選任する。</p> <p>4 各委員は、役員選考委員会が、会員中より選任するものとし、同一事項を担当する委員のうち1人を当該担当事項に係る委員長とする。</p> <p>(注) 隣保長の定め方としては、一般的に輪番制をとることが多いとされているが、構成員が高齢等の事情で隣保長の職務に堪えない旨本人より申し出があったときは、これを免除できるような配慮も必要である。</p> <p>(例3)・・・役員を選出方法について総会に委ねる場合</p> <p>第12条 役員は、総会において別に定めるところにより選出する。</p> <p>また、左の標準規約第12条第2項のように、監事の職務の公正を一層明確にする意味で、兼職禁止の規定を設けることもある。</p> <p>(第13条-役員職務関係)</p> <p>副会長が、複数ある場合、次の例がある。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。</p> <p>また、隣保長、区長といった、自治会等の下部組織に係る役員を設けている場合、事業項目ごと等により委員等任命されている場合、次のような例がある。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>(役員任期)</p> <p>第14条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>第5章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。</p> <p>2 総会は、通常総会と臨時総会とする。</p>	<p>(左の標準規約第13条にこれに係る規定として、第5項及び第6項を設けた場合)</p> <p>5 隣保長は、この会の事業執行を推進する。</p> <p>6 各委員は、その担当に応じて、第10条の事務を逐行する。</p> <p>(第14条-役員任期関係)</p> <p>実際の任期に応じて規定する</p> <p>なお、一般的ではないが、役員を解任する必要が生じた場合に備えるためには、左の標準規約に加えて、次のような規定を設けることも考えられる。</p> <p>第〇条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の逐行に堪えないと認めるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるとき</p> <p>(「会議」について)</p> <p>「会議に関する事項」は、規約において必ず規定しなければならない。(地方自治法第260条の2第3項7号)。</p> <p>主に規定すべき事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 総会等の招集方法</p> <p>(2) 議決方法</p> <p>(3) 議決事項・権能</p> <p>各自治会、町内会等においては、様々な会議方式を取り入れているため、それぞれの実態に応じて規定すること。左の標準規約における「会議」の部分は、その1つの例である。</p> <p>(第15条-会議の種類関係)</p> <p>事業項目ごと等により、委員が任命されている場合、それぞれの事業項目を専門的に担当する「委員会」が、総会、役員会のほかに設けられることもある。</p> <p>この場合、左の標準規約第15条第1項は、次のようになる。</p> <p>第15条 この会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>(会議の構成)</p> <p>第16条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第17条 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算に関すること。</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算に関すること。</p> <p>(3) 規約の制定改廃に関すること。</p> <p>(4) 役員を選任及び解任に関すること。</p> <p>(5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。</p> <p>2 役員会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項に関すること。</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。</p> <p>3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。</p>	<p>(第16条-会議の構成関係)</p> <p>役員会には、監事は加わらない。仮に出席しても、原則として、これらの人には発言権がなく、また、表決に加わることもできない。</p> <p>監事は、業務執行等を客観的に監査する上で、自ら業務執行等の意思決定に参画することは不適當であるからである。</p> <p>隣保長、区長といった、自治会等の下部組織に係る役員を設けている場合、役員会にこれらの隣保長、区長等が加わるが多い。</p> <p>この場合は、左の標準規約第16条第2項は、次のとおりとなる。</p> <p>2 役員会は、会長、副会長、隣保長及び会計をもって構成する。</p> <p>(第17条-機能関係)</p> <p>各自治会、町会等において様々な例がある。</p> <p>左の標準規約は、特に詳しく議決事項を列挙したものである。</p> <p>議決事項は、総会、役員等の権限を示すものでもあり、最低限の事項を掲げた次のような例も考えられる。</p> <p>第17条 総会は次の事項を議決する。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 収支決算報告</p> <p>(3) 予算</p> <p>(4) その他必要事項</p> <p>2 役員会は次の事項を議決する。</p> <p>(1) 会の運営に関すること。</p> <p>(2) 事業の執行に関すること。</p> <p>(3) その他必要事項</p> <p>事業項目ごと等により、委員が任命されている場合、それぞれの事業項目を専門的に担当する「委員会」が、総会、役員会のほかに設けられていることもある。この場合、左の標準規約に追加して規定するならば、例えば次のようになる。</p> <p>3 委員会は、第10条の業務を分担し、事業を逐行する。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>(通常総会) 第18条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>(臨時総会) 第19条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は、会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p> <p>(役員会) 第20条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員現在数の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。</p> <p>(招集) 第21条 総会及び役員会は会長が招集する。 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から△日以内に役員会を招集しなければならない。 4 総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。</p>	<p>(第18条-通常総会関係) 通常総会は、少なくとも毎年1回は開催しなければならない。(地方自治法第260条の13)</p> <p>(第19条-臨時総会関係) 左の標準規約第19条における「5分の1」の割合は、規約により増減することができる。(地方自治法第260条の14第2項) 地方自治法第260条の12第3項においては、監事の職務として、当該団体の財産の状況又は業務の執行に関して不正のおそれがある旨を発見したときは、これを総会に報告すること、及びこの報告をする上で必要があるときは総会を招集することが掲げられている。 したがって、左の標準規約にもみられるとおり、「監事からも請求があったとき」に臨時総会を開催することができるものである。</p> <p>(第21条-招集関係) 1 地方自治法第260条の15により、総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に行うこととされている。 2 左の標準規約の規定のほか、委員会について規定する場合もある(例、委員会は、必要に応じて、委員長が招集する)。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>(議長) 第22条 議会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(定足数) 第23条 会議は、総会において総会員、役員会においては、役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決) 第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。 2 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。</p> <p>(書面表決) 第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録) 第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 会員又は役員の現在数 (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名 (書面表決者及び表決解決者を含む。) (4) 議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。</p>	<p>(第22条-議長関係) 総会等の会議の円滑な運営を図るためには、議長に関する規定が必要になる。 このほか、書記について規定している例もある。 委員会がある場合、左の標準規約第22条に追加して次のような例が考えられる。 3 委員会の議長は、委員長が当たる。</p> <p>(第25条-書面表決関係) 書面による表決については、地方自治法第260条の18第2項により規定されている。 また、同条第3項の規定により、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決をすることができるが、その場合は、規約に電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を設ける必要がある。 なお、総会の議決によって、電磁的方法による表決を行うことも可能である。その場合、1回の総会の議決をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定してもよい。</p>

標準規約	逐条留意事項
	<p>規模がある程度大きな自治会等においては、次のように別途組織に関する規定を置く必要がある場合もある。</p> <p>第〇章 組織</p> <p>(委員会)</p> <p>第〇条 会に次の委員会を置く。役員会は、必要と認めたととき、臨時の委員長を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災防火委員会 (2) 環境衛生委員会 (3) 交通安全委員会 (4) 文化委員会 (5) 体育委員会 (6) 福祉委員会 <p>自治会等の下部組織として、また、隣保、区等を置き、これを決定する場合、次のような例が考えられる。</p> <p>(隣保)</p> <p>第〇条 新たに隣保を編成する場合、又はこれを変更する場合においては、当該住民の協議を得て、役員会の議決及び総会の承認を受けなければならない。</p> <p>このほか次のような規定を置くこともある。</p> <p>(協力組織)</p> <p>第〇条 この会は地球における諸組織、各種委員等との協力を通じて、第△条に定める目的の実現に努めるものとする。</p> <p>(連合組織)</p> <p>第〇条 この会は、この会の区域を越える広域的問題に対処するため、町内会、自治会等の運営組織に参加し、連絡調整を行うものとする。</p>

標準規約	逐条留意事項									
<p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成) 第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 会費 (2) 寄附金品 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生ずる収入 (5) その他の収入 (6) 別表に掲げる資産</p> <p>(資産の管理) 第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。</p> <p>2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>(経費の支弁) 第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<p>(「資産」について) 「資産に関する事項」は規約において、必ず規定しなければならない。(地方自治法第260条の2第3項第8号)。</p> <p>(第27条-資産の構成関係) 1 地方自治法第260条の2第1項において、市町村長の認可を受ける目的は、あくまでも「地域的な共同生活のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」と規定されていることから、認可の基本的要素である規約中、資産の構成に関する規定において、当該不動産又は不動産に関する権利等について規定する必要があるとされている。 このため、左の標準規約第27条第6号においてこれを規定している。 この「別表に掲げる資産」は、いわゆる基本財産として認識される土地、建物等の財産を指し、例えば、次のように示される。</p> <table border="1" data-bbox="842 958 1449 1102"> <tr> <td colspan="3">別表</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>〇〇</td> <td>平米</td> </tr> <tr> <td>利付国債</td> <td>〇〇</td> <td>銘柄</td> </tr> </table> <p>2 この場合、「資産」とは、積極財産のことをいう。したがって、負債について示す必要はない。</p> <p>3 入会金を徴収している場合、左の標準規約第27条第1号は、次のとおり改められる。</p> <p>(1) 入会金及び会費</p> <p>(第29条-経費の支弁関係) 弔慰金を支出している場合、次のような規定を置くことがある。 (弔慰金) 第〇条 会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。</p>	別表			土 地	〇〇	平米	利付国債	〇〇	銘柄
別表										
土 地	〇〇	平米								
利付国債	〇〇	銘柄								

標準規約	逐条留意事項
<p>(事業計画及び収支予算) 第30条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。</p> <p>(事業報告及び収支決算) 第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後に○箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。</p> <p>(事業年度) 第32条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>(規約の変更) 第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分) 第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。</p> <p>2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。</p>	<p>(第33条-規約の変更関係)</p> <p>1 地方自治法第260条の3第1項により規定されている。</p> <p>2 規約の変更に際しても、市長村長の認可を要するので留意すること。</p> <p>(第34条-解散及び残余財産の処分) 地方自治法第260条の21により規定されている。</p> <p>左の標準規約第34条第2項において、残余財産の帰属をあらかじめ具体的に決めておくこともできる。 この場合、次のような例がある。</p> <p>(例1) 2 解散のときに存する残余財産は、○○市(町)に寄附するものとする。</p> <p>(例2) 2 解散のときに存する残余財産は、○○(個人名)に寄附するものとする。</p>

標準規約	逐条留意事項
<p>第8章 雑則</p> <p>(書類及び帳簿等の備え付け)</p> <p>第35条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規約 (2) 認可に関する書類 (3) 役員に関する書類 (4) 会員に関する書類 (5) 会議議事録 (6) 会員名簿 (7) 資産台帳 (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類 (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書 (10) 事業計画書及び収支予算書 (11) その他必要な書類及び帳簿 <p>(細則)</p> <p>第36条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>(旧規約の廃止)</p> <p>2 〇〇規約((注) 旧規約の名称を記載)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、令和〇年〇月〇日までとする。</p> <p>4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。</p>	<p>(第35条-書類の備え付け関係)</p> <p>地方自治法第260条の4により、財産目録及び構成員名簿の備え付けが必要となる。</p> <p>なお、このほかにも、自治会業務に必要な書類及び帳簿を列挙するならば、概ね左の標準規約第35条各号のとおりとなる。</p> <p>さらに、これらの書類の保存期間についても業務上の必要に応じ、規定を置く場合もある。</p> <p>(「雑則」関係)</p> <p>次のとおり委任に関する規定をおくこともある。</p> <p>(委任)</p> <p>第〇条 この規約の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める</p>

地縁による団体の代表者の承諾書作成例

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

地縁による団体の事務所所在地

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名

印

〇〇〇〇〇〇自治会臨時総会議事録

- 1 開催日時 年 月 日 午前〇〇時～午前△△時
2 開催場所 尼崎市〇〇町△△△×××番地 〇〇自治会集会所
3 会員総数 ××× 名
4 出席会員数 ××× 名 (うち委任状出席××名)
5 議 案
第1号議案 規約制定の件
第2号議案 代表者選任の件
第3号議案 地縁団体認可申請の件
第4号議案 議事録署名人選任の件

6 議事の経過

- (1) 役員〇〇〇〇氏が、本日の総会は定足数を満たしたので、有効に成立した旨を告げた。
(2) 議長の選任方法について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏を選任していた。
続いて議長挨拶の後、議案の審議に入った。

第1号議案 規約制定の件

議長から規約制定の趣旨説明をしたところ、異議なく原案のとおり承認された。

第2号議案 代表者選任の件

会員から代表者の選任について、議長に一任する旨の発言があり、これにより議長が代表予定者に諮ったところ、次のとおり異議なく承認された。

代表者 〇〇〇〇〇〇

第3号議案 地縁団体認可申請の件

議長から、〇〇〇自治会が自治会の共同活動のために保有する集会所等の財産があるため、地縁団体として市に認可を申請する旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

第4号議案 議事録署名人選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇〇〇氏及び△△△△氏の2名を指名したところ、満場一致異議なく承認された。

以上をもって、議長より本総会の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

この議事が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人が次のとおり署名押印する。

年 月 日 〇〇〇〇自治会臨時総会
議 長 〇〇〇〇〇 印
議事録署名人 △△△△△ 印